

科目名	裁 判	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群	
			法律 学科	□ 必修 ■ 選択
英文表記	Julicature	開講年次	■ 1年 □ 2年 □ 3年 □ 4年	
			開講期間	□ 前期 ■ 後期 □ 通年 □ 集中
ふりがな	かわぐちまこと・おかざきしょうへい・わたなべたけし	実務家教員担当科目	修得単位	2単位
担当者名	川口 誠・岡崎 頌平・渡部 毅	実施方法	■ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用	
授業のテーマ	憲法・行政、民事、刑事の司法・裁判の現状と課題			
到達目標	司法・裁判制度、およびそれに携わる人についての基礎的理解。			
授業概要	教員3人によるオムニバス方式。民事関係は川口が、刑事関係では岡崎が、憲法・行政法関係は渡部が担当する。社会の変化に伴い憲法・行政、民事、刑事を含む司法制度全体が変革の季節を迎えている。その現状を、組織・手続き・人の面から把握し、さらに今後を考える。憲法（とくに統治機構の司法）とも関連し、3年の行政法各論、民事訴訟法、刑事訴訟法の総論、制度論部分を含み、それらの科目への橋渡しの性質も有する。			
授業計画				
第1回	【川口担当】 ガイダンス、			
第2回	民事司法制度（1）裁判外紛争解決制度（ADR）と訴訟①			
第3回	民事司法制度（2）訴訟②			
第4回	法律家の種類と機能（1）民事①			
第5回	法律家の種類と機能（2）民事②、中間試験			
第6回	【岡崎担当】 刑事法の実現と刑事手続（刑法の簡単な説明を含む）			
第7回	手続関係者			
第8回	刑事裁判①（刑事手続の流れ）			
第9回	刑事裁判②（捜査、公訴、公判）			
第10回	国民の司法参加、中間試験			
第11回	【渡部担当】 司法権の範囲と機能			
第12回	裁判所の種類と機能			
第13回	違憲審査制と憲法裁判			
第14回	憲法の番人としての裁判所			
第15回	行政訴訟、中間試験			
第16回	定期試験			
授業時間外の学習	憲法（統治機構）の司法の部分をしっかり勉強しておくこと。 早い段階でテキストを通読しておくこと。毎回分からなかった点の復習（1.5時間程度）と次回予定部分の予習（1.5時間程度）をして下さい。			
履修条件 受講のルール	前期の「統治機構」、「事件で学ぶ法律学」の履修済み、および後期の「人権」、「民法総則」の同時履修が望ましい。			
テキスト	市川他著『現代の裁判〔第8版〕』（有斐閣、2022）			
参考文献・資料	講義で適宜指摘する。			
成績評価の方法	それぞれの分野における3度の中間試験結果（各30%）に、定期試験のと出欠席状況・授業参加姿勢など（10%）を加えた総合評価。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験			

	を受けることができません。
オフィスアワー	川口 月曜・水曜 13:00-14:30 岡崎 金曜 13:00-14:30、14:40-16:10 渡部 水曜、木曜 15:00-16:00
成績評価基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	憲法・行政、民事、刑事の領域を含むたいへん広い領域を対象とします。高く広い視点で考える姿勢で学んでください。